

特記仕様書（施工条件明示一覧表）

No.1

明示項目	明示事項	条件及び内容
工程関係	<input type="checkbox"/> 別途工事との工程調整が必要あり (別途工事名： )	<input type="checkbox"/> 調整項目 ( <input type="checkbox"/> 資材等の流用 <input type="checkbox"/> 仮設及び工事用道路等の調整 <input type="checkbox"/> 建設機械等の調整 <input type="checkbox"/> 施工順序の調整 <input type="checkbox"/> その他 ( ) <input type="checkbox"/> 別途協議 )
	<input checked="" type="checkbox"/> 施工時期、施工時間及び施工方法の制限あり	<input checked="" type="checkbox"/> 制限する工種名 ( 全て ) 施工時期及び施工時間 ( 8:30~17:00 ) 施工方法 ( )
	<input type="checkbox"/> 他機関との協議が未完了	<input type="checkbox"/> 協議が必要な機関名 ( ) 協議完了見込み時期 ( )
	<input type="checkbox"/> 占用物件との工程調整の必要あり <input type="checkbox"/> その他 ( )	<input type="checkbox"/> 占用物件名 ( <input type="checkbox"/> 電気 <input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> 水道 <input type="checkbox"/> ガス <input type="checkbox"/> その他 ( ) ) <input type="checkbox"/> その他 ( )
用地関係	<input type="checkbox"/> 用地補償物件の未処理箇所あり	<input type="checkbox"/> 未処理箇所 ( <input type="checkbox"/> 別添図 <input type="checkbox"/> No. ~No. <input type="checkbox"/> 別途協議 ) <input type="checkbox"/> 完了見込み時期 ( <input type="checkbox"/> 令和 年 月 日頃 <input type="checkbox"/> 別途協議 )
	<input type="checkbox"/> 仮設ヤードの有無	<input type="checkbox"/> 仮設ヤード ( <input type="checkbox"/> 官有地 <input type="checkbox"/> 民有地 <input type="checkbox"/> その他 ( ) <input type="checkbox"/> 別途協議 ) <input type="checkbox"/> 仮設ヤード使用期間 ( ) <input type="checkbox"/> 仮設ヤードからの運搬距離 (L= km) <input type="checkbox"/> 使用条件・復旧方法 ( )
	<input type="checkbox"/> その他 ( )	<input type="checkbox"/> その他 ( )
公害対策関係	<input checked="" type="checkbox"/> 施工方法の制限あり	<input checked="" type="checkbox"/> 制限項目 ( <input checked="" type="checkbox"/> 騒音 <input checked="" type="checkbox"/> 振動 <input type="checkbox"/> 水質 <input checked="" type="checkbox"/> 粉じん <input checked="" type="checkbox"/> 排出ガス <input type="checkbox"/> その他 ( ) ) <input type="checkbox"/> 施工方法等 ( <input type="checkbox"/> 指定工法名 ( ) <input type="checkbox"/> その他 ( ) <input type="checkbox"/> 別途協議 ) <input type="checkbox"/> 施工時期 ( )
	<input type="checkbox"/> 事業損失防止に関する調査あり	<input type="checkbox"/> 調査項目 ( <input type="checkbox"/> 騒音測定 <input type="checkbox"/> 振動測定 <input type="checkbox"/> 水質調査 <input type="checkbox"/> 近接家屋の事前・事後調査 <input type="checkbox"/> 地盤沈下測定 <input type="checkbox"/> 地下水水位等の測定 <input type="checkbox"/> その他 ( ) <input type="checkbox"/> 別途協議 )
	<input type="checkbox"/> その他 (特定建設作業実施にかかる届出について)	<input type="checkbox"/> 調査方法 ( <input type="checkbox"/> 別途資料 <input type="checkbox"/> その他 ( ) <input type="checkbox"/> 別途協議 ) <input type="checkbox"/> その他 (受注者は騒音規制法、振動規制法、三重県生活環境の保全に関する条例に定める特定建設作業実施の届出を行うこと。)
安全対策関係	<input type="checkbox"/> 交通安全施設等の指定あり	<input type="checkbox"/> 交通安全施設等の配置 ( <input type="checkbox"/> 別途図面 <input type="checkbox"/> その他 ( ) <input type="checkbox"/> 別途協議 ) <input type="checkbox"/> 交通誘導警備員の配置 ( <input type="checkbox"/> 別途図面 <input type="checkbox"/> その他 ( ) <input type="checkbox"/> 別途協議 ) <input type="checkbox"/> 指定路線 <input type="checkbox"/> 指定路線以外 <input type="checkbox"/> ① 交通誘導警備員の人数は、概算数量としているため、設計変更の対象とする。 概算延べ人数：交通誘導警備員 A： 人 B： 人 (注：指定路線以外で交通誘導警備員Aが配置できない場合も変更の対象とする。) <input type="checkbox"/> ② 受注者は、工事着手前に配置計画等（配置人員、期間等）を作成し、それを基に、監督員と必要とする交通誘導警備員の延べ配置人員を協議すること。工事着手後、計画を変更する必要がある場合は、随時、協議を行い、計画を見直すこと。なお、延べ配置人員の算出は、県が定める作業日当たり標準作業量等を用い作成するものとし、現場条件等により県の標準作業量等と差が生じる場合は、その理由を明確にした計画をもって協議すること。また、実績人数の確認方法についても合わせて協議を行うこと。 <input type="checkbox"/> ③ 交通誘導警備員の配置完了後、協議により定めた実績人数が確認できる資料を提出すること。 <input type="checkbox"/> 交通誘導警備員の配置時間 ( ) <input type="checkbox"/> 交通誘導警備員の配置期間 ( ) <input type="checkbox"/> 交通誘導警備員配置の対象工種 ( )
	<input checked="" type="checkbox"/> 近接施設等に対する制限	<input checked="" type="checkbox"/> 既存施設あり ・近接公共施設 ( <input type="checkbox"/> 鉄道 <input type="checkbox"/> 電気 <input type="checkbox"/> 電話 <input checked="" type="checkbox"/> 水道 <input type="checkbox"/> ガス <input checked="" type="checkbox"/> その他 ( 農水、下水 ) ) ・近接施設 <input type="checkbox"/> 擁壁 ( ) <input type="checkbox"/> ブロック塀 <input type="checkbox"/> 家屋 <input type="checkbox"/> その他 ( ) ) ・現地の状況を適切に把握して施工を行うこと。 <input type="checkbox"/> 工法制限あり ・制限を受ける工種 ( ) ・制限内容 ( )

(注) 上記受託業務事項・条件及び内容のレ印当該欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。  
明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。  
別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

特記仕様書（施工条件明示一覧表）

明 示 項 目	明 示 事 項	条 件 及 び 内 容
安全対策関係	<input type="checkbox"/> 土砂崩落・発破作業に対する防護施設等に指定あり	<input type="checkbox"/> 安全防護施設等の配置（ <input type="checkbox"/> 別途図面 <input type="checkbox"/> その他（ ） <input type="checkbox"/> 別途協議） <input type="checkbox"/> 保安要員の配置（ <input type="checkbox"/> 別途図面 <input type="checkbox"/> その他（ ） <input type="checkbox"/> 別途協議）
	<input checked="" type="checkbox"/> 現場での安全確保（自主施工の原則）	<input checked="" type="checkbox"/> 受注者は、工事中の適切な安全確保の措置等の一切の手段について、自らの責任において定め、工事を実施すること。 <input checked="" type="checkbox"/> 設計図書に明示された施工条件と工事現場が一致せず、安全確保のために指定仮設の変更や計上が必要な場合は、監督員と協議を行い指示を受けた後、受注者として適切な安全確保の措置を講じたうえで、工事を実施すること。
工事用道路関係	<input type="checkbox"/> 一般道路（搬入路）の使用制限あり <input type="checkbox"/> 仮設道路の設置条件あり	<input type="checkbox"/> 経路及び使用期間の制限内容（ <input type="checkbox"/> 別途図面 <input type="checkbox"/> その他（ ） <input type="checkbox"/> 別途協議） <input type="checkbox"/> 使用中及び使用後の措置（ <input type="checkbox"/> 別途図面 <input type="checkbox"/> その他（ ） <input type="checkbox"/> 別途協議） <input type="checkbox"/> 用地及び構造（ <input type="checkbox"/> 別途図面 <input type="checkbox"/> その他（ ） <input type="checkbox"/> 別途協議） <input type="checkbox"/> 安全施設（ <input type="checkbox"/> 別途図面 <input type="checkbox"/> その他（ ） <input type="checkbox"/> 別途協議）
	<input type="checkbox"/> その他（ ）	<input type="checkbox"/> その他（ ）
仮設備関係	<input type="checkbox"/> 仮設備の設置条件あり	<input type="checkbox"/> 使用期間及び借地条件（ <input type="checkbox"/> 別添図等 <input type="checkbox"/> その他（ ） <input type="checkbox"/> 別途協議） <input type="checkbox"/> 転用あり（ 回） <input type="checkbox"/> 兼用あり（ ） <input type="checkbox"/> その他（ ）
	<input checked="" type="checkbox"/> 仮設物の構造及び施工方法の指定	<input checked="" type="checkbox"/> 構造及び設計条件（ <input checked="" type="checkbox"/> 別添図等 <input type="checkbox"/> その他（ ） <input type="checkbox"/> 別途協議） <input checked="" type="checkbox"/> 施工方法（ 建込簡易土留 ）
	<input checked="" type="checkbox"/> 水替工（縮切排水工）	<input type="checkbox"/> 施工条件の指定なし <input checked="" type="checkbox"/> 施工条件の指定あり ① 水替工（縮切排水工）の水替日数は、概算数量としているため、設計変更の対象とする。 概算延べ水替日数： 16 日 ② 受注者は、工事着手前に計画工程表等（対象工種、期間等）を作成し、それを基に、監督員と必要とする水替日数を協議すること。工事着手後、計画を変更する必要がある場合は、随時、協議を行い、計画を見直すこと。なお、水替日数の算出は、町が定める作業日当たり標準作業量等を用い作成するものとし、現場条件等により町の標準作業量等と差が生じる場合は、その理由を明確にした計画をもって協議すること。また、実績日数の確認方法についても合わせて協議を行うこと。 ③ 水替工（縮切排水工）完了後、協議により定めた実績日数が確認できる資料を提出すること。 <input type="checkbox"/> その他（ ）
<input type="checkbox"/> その他（ ）	<input type="checkbox"/> その他（ ）	
残土・産業廃棄物関係	<input type="checkbox"/> 残土処分（自由処分）	<input checked="" type="checkbox"/> 残土処分地（ <input type="checkbox"/> 別途資料 <input type="checkbox"/> その他（ ） <input checked="" type="checkbox"/> 別途協議） 運搬距離（L=0.5km）
	<input checked="" type="checkbox"/> 残土処分（指定処分・他工事流用）	<input checked="" type="checkbox"/> 処分地の処理条件あり（ <input checked="" type="checkbox"/> 押し整地 <input type="checkbox"/> その他（ ））
	<input checked="" type="checkbox"/> 産業廃棄物の処理条件あり	<input checked="" type="checkbox"/> 産業廃棄物の種類（ <input type="checkbox"/> コン塊 <input checked="" type="checkbox"/> アス塊 <input type="checkbox"/> 木材 <input type="checkbox"/> 汚泥 <input type="checkbox"/> その他（ ）） <input checked="" type="checkbox"/> 産業廃棄物の処分地（ <input checked="" type="checkbox"/> 再生処分場（ ） <input type="checkbox"/> 最終処分場（ ） <input type="checkbox"/> 別添図書 <input type="checkbox"/> その他（ ） <input type="checkbox"/> 別途協議） 【注：特段の理由により処分先や運搬距離を明示する場合はその他の項目（ ）に記入のこと。】
	<input type="checkbox"/> その他（舗装版切断時の排水処理について）	<input type="checkbox"/> 処分場の受入条件（ ） <input type="checkbox"/> 舗装切断時の排水処理 <input type="checkbox"/> アスファルト・セメントコンクリート舗装の切断時に発生する排水（泥水）を河川や側溝に排水することなく排水吸引機能を有する切断機械等により回収するものとする。また、回収水等は、産業廃棄物として取り扱うものとし、適正に処理しなければならない。「適正に処理」とは、「廃棄物処理及び清掃に関する法律」に基づき、産業廃棄物の排出事業者（受注者）が産業廃棄物の処理を委託する際、適正処理のために必要な廃棄物情報（成分や性状等）を処理業者に提供することが必要である。なお、受注者は、回収水等の産業廃棄物管理票（マニフェスト）について、監督員に提示しなければならない。
	<input type="checkbox"/> その他（残土・盛土材運搬について）	<input type="checkbox"/> その他（アスファルト・セメントコンクリート舗装の切断に伴い回収する排水（汚泥）の処理量について、積算計上数量は想定量であるため、工事実施において、マニフェスト等による実数量判明後、変更協議の対象とする。また、回収水（汚泥）の処理において、成分や性状等の試験が必要な場合は、変更協議の対象とする。） <input type="checkbox"/> その他（受注者は全ての残土（盛土材）の運搬車両に「〇〇工事土砂運搬車No.〇〇 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> （受注者名）」のステッカー等による明示をおこなうこと。）

(注) 上記受託業務事項・条件及び内容のレ印当該欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。  
明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。  
別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

特記仕様書（施工条件明示一覧表）

明 示 項 目	明 示 事 項	条 件 及 び 内 容
工事支障物件関係	<input type="checkbox"/> 工事支障物件あり	<input type="checkbox"/> 支障物件名（ <input type="checkbox"/> 鉄道 <input type="checkbox"/> 電気 <input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> 水道 <input type="checkbox"/> ガス <input type="checkbox"/> 有線 <input type="checkbox"/> その他（ <input type="checkbox"/> 移設時期（ <input type="checkbox"/> 令和 年 月 頃 <input type="checkbox"/> 別途協議） <input type="checkbox"/> 防護（ ）
	<input type="checkbox"/> その他（架空線・地下埋設物等）	<input type="checkbox"/> その他（以下の架空線、地下埋設物等について、事前に各管理者の立会確認をおこなうこと。なお、これら以外の埋設物等が予想される場合は監督員と協議を行うこと。） <input type="checkbox"/> 架空線（ <input type="checkbox"/> 電気 <input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> 通信 <input type="checkbox"/> その他（ ）） <input type="checkbox"/> 埋設物（ <input type="checkbox"/> 電気 <input type="checkbox"/> 水道 <input type="checkbox"/> ガス <input type="checkbox"/> 通信 <input type="checkbox"/> その他（ ））
薬液注入関係	<input type="checkbox"/> 薬液注入工法等の指定あり	<input type="checkbox"/> 設計条件（ ） 工法区分（ ） 材料種類（ ） 施工範囲（ ） <input type="checkbox"/> 削孔数量（ ） 注入量（ ） その他（ ）
	<input type="checkbox"/> 提出書類あり	<input type="checkbox"/> 工法関係（ ） 材料関係（ ）
	<input type="checkbox"/> 注入量の確認、注入の管理及び注入の効果の確認	<input type="checkbox"/> その他（ ）
再生材使用関係	<input checked="" type="checkbox"/> 再生材使用の指定あり	<input checked="" type="checkbox"/> 再生材の種類（ <input checked="" type="checkbox"/> 再生Asコン <input type="checkbox"/> 再生路盤材 <input checked="" type="checkbox"/> 再生クラッシュアラン <input type="checkbox"/> 道路用盛土材 <input type="checkbox"/> 再生コン砂） <input checked="" type="checkbox"/> 再生材が使用出来ない場合の措置（ <input type="checkbox"/> 新材に変更 <input type="checkbox"/> その他（ ）） <input checked="" type="checkbox"/> 別途協議（ ）
	<input type="checkbox"/> 六価クロム溶出試験あり（環境告示第46号溶出試験）	<input type="checkbox"/> 再生コンクリート砂（1購入先当たり1検体の試験を行い、試験報告書には、使用する工事名称、所在地を記載する。）
	<input type="checkbox"/> 三重県リサイクル製品利用推進条例に基づく認定製品の使用について	<input type="checkbox"/> 三重県リサイクル製品利用推進条例に基づく認定製品を使用する。ただし、認定製品が入手できない場合は、監督員と別途協議。 （認定製品の品名： <input type="checkbox"/> 盛土材 <input type="checkbox"/> 埋戻し材 <input type="checkbox"/> サンドクッション材 <input type="checkbox"/> 上層路盤材 <input type="checkbox"/> コンクリート2次製品 <input type="checkbox"/> グレーチング <input type="checkbox"/> その他（ ）） <input type="checkbox"/> 下記製品を本工事で使用する場合は、三重県リサイクル製品利用推進条例に基づく認定製品を使用するように努める。 （認定製品の品名：間伐材製工事用バリケード・看板・標示板）
	<input checked="" type="checkbox"/> その他（RC-40について）	<input checked="" type="checkbox"/> その他（RC-40の品質規格は「三重県建設副産物処理基準による」）
そ の 他	<input type="checkbox"/> 工事用機材の保管及び仮置きが必要あり	<input type="checkbox"/> 保管場所（ ） 期間（ ） その他（ ）
	<input type="checkbox"/> 現場発生品あり	<input type="checkbox"/> 品名（ ） 数量（ ） 保管場所（ ） その他（ ）
	<input type="checkbox"/> 支給品あり	<input type="checkbox"/> 品名（ ） 数量（ ） 引渡場所（ ） 時期（令和 年 月 日） その他（ ）
	<input type="checkbox"/> 盛土材等工事間流用あり	<input type="checkbox"/> 運搬方法（ <input type="checkbox"/> 受注者で運搬 <input type="checkbox"/> 受注者以外で運搬 <input type="checkbox"/> 別途協議 <input type="checkbox"/> その他（ ）） <input type="checkbox"/> 引渡場所（ <input type="checkbox"/> 別添図等 <input type="checkbox"/> 別途協議 <input type="checkbox"/> その他（ ）） 数量（ ） 運搬距離（L = km）
	<input type="checkbox"/> 現場環境改善費適用工事	<input type="checkbox"/> 現場環境改善の内容（率分）（ ） <input type="checkbox"/> 現場環境改善の内容（積上）（ ）
	<input type="checkbox"/> その他（大型土のう袋について）	<input type="checkbox"/> その他（大型土のう袋は用途を土木用としている製品を使用すること。耐候性大型土のう袋は「耐候性大型土のう積層工法」設計施工マニュアル（一般財団法人 土木研究センター）に準拠した製品を使用すること。）
	<input type="checkbox"/> その他（油漏れ対策について）	<input type="checkbox"/> 河川内においては、原則、重機及び発電機等へ給油作業を行わないこと。また、給油作業を行う場合は、ブルーシート敷設等、地面への油漏れ防止措置を行い、監督員の承認を受けること。なお、吸着マットを常設すること。

(注) 上記受託業務事項・条件及び内容のレ印当該欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。  
明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。  
別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

特記仕様書（施工条件明示一覧表）

明 示 項 目	明 示 事 項	条 件 及 び 内 容
適用条件	<input checked="" type="checkbox"/> 適用条件	<input checked="" type="checkbox"/> 三重県公共工事共通仕様書（平成28年7月版）を適用（部分改正を行った内容も含む（最新改正 R1.7.1）） <input checked="" type="checkbox"/> 「土木構造物設計マニュアル（案）編」を適用 <input type="checkbox"/> 契約後のVE提案に関する特記仕様書 平成27年4月1日を適用（三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照） <input type="checkbox"/> 「受発注者間の協議における回答予定日を明確にする取組」試行対象工事に係る特記仕様書 平成28年7月1日を適用（三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照） <input type="checkbox"/> 「工事監理連絡会」実施対象工事に係る特記仕様書 平成30年7月1日を適用（三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照） ※設計図書の照査完了後、実施について監督員と協議すること。 <input type="checkbox"/> 支援技術者 1. 本工事は現場における現場技術業務を〔（公財）三重県建設技術センター〕に委託しているため、その支援技術者が監督員に代わって施工体制点検、現場で立会、観察又は検測を行う際は、その業務に協力しなければならない。また、書類（施工体制台帳、計画書、報告書、データ、図面等）の審査に関し説明を求められた場合は、説明に応じなければならない。ただし、支援技術者は、工事請負契約書第9条に規定する監督員ではなく、指示、承諾、協議、検査の適否の判定等を行う権限は有しないものである。 2. 監督員から受注者に対する指示又は通知等を支援技術者を通じて行う場合には、監督員から直接、指示又は通知があったものとみなす。 3. 監督員の指示により受注者が監督員に対して行う報告又は通知は、支援技術者を通じて行うことができる。 4. 本工事を担当する支援技術者の氏名は右記の通りである。 支援技術者：山本 博 <input checked="" type="checkbox"/> 設計変更（工事一時中止）を行う際には、三重県工事一時中止に係るガイドライン（三重県県土整備部 平成29年7月）を参考とする。（三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照） <input type="checkbox"/> 設計変更（工事一時中止）を行う際には、（ <input type="checkbox"/> 農業農村整備事業 <input type="checkbox"/> 漁港漁場関係工事 <input type="checkbox"/> 森林整備保全事業 <input type="checkbox"/> 三重県企業庁が所管する工事）における工事一時中止に係るガイドライン（三重県農林水産部 平成29年7月 三重県企業庁 平成29年7月）を参照する。（三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照） <input type="checkbox"/> 電子メールを活用した情報共有における実施要領 令和元年7月を適用（三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照） <input type="checkbox"/> デジタル工事写真の黒板情報電子化に係る特記仕様書を適用（三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照） <input checked="" type="checkbox"/> ダンプトラック等による過積載等の防止に関する特記仕様書を適用（三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照） <input type="checkbox"/> その他（ ）
監督の区分 （共通仕様書第1編第1章1-1-22条第6項に規定する表1-2、表1-3）	<input checked="" type="checkbox"/> 一般監督 （ただし、低入札価格調査制度の調査対象工事となった場合は、全ての工種を重点監督とする。） <input type="checkbox"/> 重点監督	<input type="checkbox"/> 重点監督の場合 【注：全ての工種に適用しない場合は、対象工種欄をチェックし、対象工種名を記入すること。】 <input type="checkbox"/> 全ての工種に適用する。 <input type="checkbox"/> 対象工種（ ） ※これ以外は、一般監督とする。
入札・契約方式	<input type="checkbox"/> 入札時VE方式 <input type="checkbox"/> 契約後VE方式 <input type="checkbox"/> 設計・施行一括発注方式 <input type="checkbox"/> プロポーザル方式 <input type="checkbox"/> 総合評価方式	<input type="checkbox"/> 契約前のVE提案に基づき施工しなければならない。 <input type="checkbox"/> 契約後にVE提案を受け付ける。 <input type="checkbox"/> 細部設計の承認を受けなければならない。 <input type="checkbox"/> 本件工事で提案不履行があった場合は、本件工事完成年度の翌年度に総合評価方式で発注する案件（以下「発注工事」という。）で、貴社の評価点において発注工事の加算点（満点）の1割を減点します。
電子納品	<input type="checkbox"/> 工事完成図書（工事写真含む） <input type="checkbox"/> 電子納品対象外	<input type="checkbox"/> 工事完成図書は電子納品とする。ただし、電子化が困難な部分について監督員と協議承諾を得たものについてはこの限りではない。電子媒体の提出部数は、（ <input type="checkbox"/> 2部 <input type="checkbox"/> （ ）部）とする。 <input type="checkbox"/> 三重県CALS電子納品運用マニュアル（令和 元 年 7月改訂）を適用
産業廃棄物税	<input type="checkbox"/> 産業廃棄物税	<input type="checkbox"/> 本工事には産業廃棄物税相当分が計上されていないため、受注者が課税対象となった場合には完成年度の翌年度の4月1日から8月31日までの間に別に定める様式に産業廃棄物税納税証明書等を添付して当該工事の発注者に対して支払請求を行うこと。なお、この期間を超えて請求することはできない。また、設計数量を超えて請求することはできない。
工事カルテ作成・登録	<input checked="" type="checkbox"/> 工事カルテ作成・登録	<input checked="" type="checkbox"/> 三重県公共工事共通仕様書に基づき、工事カルテ作成・登録を行うこと。
建設副産物情報交換システム	<input checked="" type="checkbox"/> 建設副産物情報交換システム	<input checked="" type="checkbox"/> 三重県公共工事共通仕様書に基づき、建設副産物情報交換システム（副産物システム、発生土システム）にデータを入力すること。

(注) 上記受託業務事項・条件及び内容のレ印当該欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。  
 明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。  
 別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

特記仕様書（施工条件明示一覧表）

明 示 項 目	明 示 事 項	条 件 及 び 内 容
下請関係 下請企業 次数制限	<input type="checkbox"/> 下請企業の次数制限	<input type="checkbox"/> 本工事における下請の次数は、2次（建築一式工事は3次）までとする。 上記次数を超える下請契約を締結する場合は、下請契約締結前に書面により発注者の承諾を得ること。
県内企業 使用 管内企業 優先使用	<input type="checkbox"/> 県内企業の使用、管内又は隣接管内企業の優先使用	<input type="checkbox"/> 本工事において、下請契約を締結する場合は、当該契約の相手方（2次以下の請負人を含む）を三重県内に本店（建設業法において規定する主たる営業所を含む）を有する者の中から選定するよう努めること。また、本建設事務所管内又は隣接する建設事務所管内に本店（建設業法において規定する主たる営業所を含む）を有する者を優先して選定するよう努めること。なお、県外企業を下請けに選定する場合は、下請契約締結前に書面により発注者に報告を行うこと。
県内産製品 優 先 使 用	<input checked="" type="checkbox"/> 建設資材の県内産製品優先使用	<input checked="" type="checkbox"/> 本工事に使用する建設資材について、規格・品質等の条件を満足するものについては、県内産資材の優先使用するよう努めること。 <input checked="" type="checkbox"/> 本工事で使用する建設資材の調達にあたっては、極力県内の取り扱い業者から購入するよう努めること。
不当介入を 受けた場合の 措置	<input checked="" type="checkbox"/> 不当介入を受けた場合の措置	<input checked="" type="checkbox"/> 暴力団員等による不当介入（三重県公共工事等暴力団等排除措置要綱第2条第1項第14号）を受けた場合の措置について (1) 受注者は暴力団員等（三重県公共工事等暴力団等排除措置要綱第2条第1項第12号）による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに三重県警察本部に通報を行うとともに、捜査上必要な協力をを行うこと。 (2) (1)により三重県警察本部に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行った場合には、速やかに発注者に報告すること。発注者への報告は必ず文書で行うこと。 (3) 受注者は暴力団員等により不当介入を受けたことから工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議を行うこと。
工事实態調査	<input type="checkbox"/> 工事实態調査	<input type="checkbox"/> 三重県低入札価格調査実施要領第3条で定める調査基準に満たない額で契約し、発注者より工事实態調査の指示があった場合又は、同実施要領で定める重点調査を経て契約した場合は、工事实態調査に協力すること。
社会保険等未加 入対策	<input checked="" type="checkbox"/> 社会保険等未加入対策 (健康保険、厚生年金保険及び雇用保険)	<input checked="" type="checkbox"/> 適用除外でないにも関わらず社会保険等に未加入である建設業者を下請負人としてはならない。 受注者は、施工体制台帳・再下請負通知書の「健康保険等の加入状況」欄により下請業者が社会保険等に加入しているかどうかを確認すること。また、発注者が加入状況を証明する書類の提出又は提示を求めた場合、速やかに対応すること。

(注) 上記受託業務事項・条件及び内容のレ印当該欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。  
明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。  
別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

# 追加特記仕様書

## 第1章 総則

### 第1節 適用

#### 1-1 適用

1. この特記仕様書は、平成30年度繰越事業町道雁ヶ地・福崎線道路改良工事における、本工事2（以下「本工事」という。）に適用する。
2. 本工事については、三重県の定める「三重県公共工事共通仕様書」及び、独立行政法人水資源機構（以下「機構」という。）が別に定める「土木工事共通仕様書」に基づき施工を行うこと。なお、両共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）に相違があった場合は監督員と協議すること。
3. 各種基準等に記載されている「請負者」は「受注者」に読み替えるものとし、各種工事書類様式に記載されている「請負者」は「受注者」に修正して使用するものとする。

### 第2節 施工管理

#### 2-1 管理基準

1. 本工事の施工管理は、機構が別に定める「土木工事施工管理基準(平成30年4月)」によるほか、次表の管理基準に基づき施工管理を行い、その記録を監督員に提出しなければならない。  
なお、この管理基準により難しい場合及び基準、規格値が定められていない工種については、監督員と協議の上、施工管理を行うものとする。
2. 管水路土工、管水路基礎工の品質管理は、次表のとおりである。  
また、現場密度試験については、1点当り3検体の試料を採取し、その平均値を当該箇所の測定結果とするものとする。なお、現場密度試験実施箇所については、監督員と協議する。

種別	試験区分	試験方法	試験方法	試験基準	摘要
基礎工	材料	土粒子の密度試験	JIS A 1202	1土取場に1回以上とする。 現地発生土流用の場合1回以上、又土質が変化する場合その都度とする。	
		土の粒度試験	JIS A 1204		
		土の突固め試験	JIS A 1210		
	施工	土の含水比試験	JIS A 1203	1回以上(測定箇所は横断方向に3点)	
		現場密度の測定	JIS A 1214		
埋戻	材料	土粒子の密度試験	JIS A 1202	1土取場に1回以上とする。 現地発生土流用の場合1回以上、又土質が変化する場合その都度とする。	
		土の粒度試験	JIS A 1204		
		土の突固め試験	JIS A 1210		
	施工	土の含水比試験	JIS A 1203	1回以上(2点)	
		現場密度の測定	JIS A 1214		

#### 2-2 写真管理基準

2. 本工事の写真管理は、機構が別に定める「土木工事施工管理基準(平成30年4月)」によるものとする。なお、「撮影項目」、「撮影頻度等」が工事内容に合致しない場合は、監督員と協議の上、写真管理を行うものとする。

## 第2章 材 料

### 第1節 適 用

#### 1-1 一般資材

本工事に使用する材料の品質規格は、次表の品質規格を満足させるものでなければならぬ。

材 料 名	品 質 規 格	備 考
硬質ポリ塩化ビニル管	JIS K 6741	
水道用硬質ポリ塩化ビニル管	JIS K 6742	
ダクタイル鋳鉄管	JIS G 5526	
ダクタイル鋳鉄異形管	JIS G 5527	

### 第2節 材料の品質

#### 2-1 見本・品質証明資料

受注者は、次表の工事材料については、見本又は品質を証明する資料を工事材料を使用するまでに監督員に提出しなければならない。

材 料 名	資料等の名称	備 考
弁類（空気弁・仕切弁・補修弁）	製作図又はカタログ、試験成績表	

### 第3章 土木工事共通

#### 第1節 立会による確認

受注者は、共通仕様書に定めるほか、次表の施工について、監督員の立会による確認を受けなければならない。この際、受注者は、種別、細別、立会項目等を事前に監督員へ書面により提出しなければならない。

ただし、監督員に通知後、監督員が立会に代わる他の方法を指示した場合は、この限りではない。

種別	細別	立会する工事内容	備考
材料	設計図書と同等品とみなされるもの	品質規格	
床掘・埋戻し	事前対応	崩壊または破損の恐れのある構造物	
	施工状況	土質及び岩質の確認	
管水路	施工状況	管の損傷の有無（既設管接続部の既設管劣化状況を含む）、基礎の状況	
管水路（弁類）	弁類の据付	損傷の有無、管との接合状況（ボルト・ナットの締付、現場溶接、現場塗膜装）、作動の状況	

#### 第2節 段階確認

1. 受注者は、共通仕様書に定めるほか、次表の施工段階において、監督員の段階確認を受けなければならない。

段階確認の実施日時及び実施箇所は、監督員が定めるものとする。

種別	細別	確認時期	確認事項	備考
床掘・埋戻し	施工状況	床掘完了時	既設管位置、土質確認（土質変化時に確認）、仕上り面の状況	
		埋戻し前	不可視部分の出来形、埋戻し材及び盛土材の適否	1回/1構造物
管水路	施工状況	布設完了時	接合状況の適否	
指定仮設工		設置完了時	設置	

#### 第3節 成果品の納品等

##### 3-1 納品等の方法

1. 工事写真は、電子媒体（CD-R）で1部提出する。
2. 工事完成図書は紙の提出及び電子媒体の両方とする。

##### 3-2 工事完成図

受注者は、設計図書に従って工事目的物の完成状態を図面として記録した工事完成図を紙の成果品及び電子成果品として作成しなければならない。工事完成図は、設計寸法（監督員の承諾により設計寸法を変更した場合は、変更後の寸法）で表し、材料企画等はすべて実際に使用したもので表すものとする。

##### 3-3 電子納品の方法

1. 電子納品に対応するための措置については、「工事完成図書の電子納品要領（平成31年3月：国土交通省）によるものとし、特に定めがない項目については、監督員と協議のうえ決定するものとする。
2. 電子納品する電子データのファイル形式は次表を標準とするが、次表のソフト以外を使用したい場合、工事途中における協議で交換する図面については、監督員



と協議するものとする。

項目	ファイル形式	備 考
ワープロソフト	docx形式	Word2010にて閲覧及び編集に支障の無いようデータを作成すること。
表計算ソフト	xlsx形式	Excel2010にて閲覧及び編集に支障の無いようデータを作成すること。
製図ソフト (完成図)	dwg形式	dwg(AutoCAD LT2015形式)を基本とする。
工事写真	jpeg形式	1枚当たりのファイル容量は通常は約600KB以下とする。

#### 3-4 工事完成図書の提出

1. 工事完成図書は次のとおり提出するものとする。

- (1) 電子媒体(CD-R又はDVD-R) 一式(2部)
- (2) 工事化案製図紙出力：2部(A3版)
- (3) 工事完成図製本：3部(A4版:A3版二つ折り製本、表紙についてはつむぎ170kg、黒文字とする。)

#### 第4節 ウィルス対策

受注者は、電子納品時のみならず、監督員へ電子データを提出する際には、ウィルス対策を実施した上で提出等を行わなければならない。

また、監督員へ提出する電子データの作成、メールの送信を行うパソコンのウィルスチェックソフトについては、常に最新データに更新(アップデート)しなければならない。

## 第4章 管水路

### 第1節 管の製作

#### 1-1 提出図書

1. 受注者は、契約締結後速やかに次の図書を提出し、監督員の承諾を得るものとする。
  - (1) 管製作仕様書（製造業者、製作、運搬及び塗装試験等）
  - (2) 管製作承諾書
2. 受注者は、承諾を得た図書を製本し、1部提出するものとする。

#### 1-2 工場製作(ダクティル鑄鉄管)

1. ダクティル鑄鉄管は、JIS G 5526（ダクティル鑄鉄管）、JIS G 5527（ダクティル鑄鉄異形管）及びJIS G 1027（農業用水用ダクティル鑄鉄管）に準拠したものでなければならない。
2. ダクティル鑄鉄直管の内面塗装は、JIS A 5314（ダクティル鑄鉄管モルタルライニング）によるものとする。
2. ダクティル鑄鉄異形管の内面塗装は、①エポキシ樹脂粉体塗装(JIS G 5228)、②液状エポキシ樹脂塗装(JWWA K 135)、③合成樹脂塗装(JWWA K 139)によるものとする。
4. ダクティル鑄鉄直管、異形管の外表面及び受口の内外面の塗装は、JWWA K 139（水道用ダクティル鑄鉄管合成樹脂塗料）によるものとする。
3. 弁類等との接触部のパッキンは、水道用ゴム(JIS K 6353)による全ネジ用パッキンとし、ボルト・ナットはステンレス(SUS304)製とし、焼付防止及び電食防止されたものとする。

#### 1-3 工場製作(硬質塩化ビニル管)

硬質塩化ビニル管は、JIS K 6741（硬質塩化ビニル管）、JIS K 6742（水道用硬質塩化ビニル管）及びJIS K 6743（水道用硬質塩化ビニル管継手）に準拠して製作したものでなければならない。

### 第2節 土工及び基礎工

#### 2-1 土工

1. 受注者は、掘削に当たって、あらかじめ土質の状況、湧水の程度、既設構造物等の有無を確認し、支障がある場合は、監督員と協議するものとする。
2. 受注者は、掘削において管布設、接合、基礎工、埋戻し等の作業及び管体の安全を考慮して必要な幅員及び勾配を確保するものとし、過掘りの発生は、極力避けなければならない。継手掘又はやむを得ず基礎地盤を過掘りした場合は、良質な材料を用いて締固め、当初地盤と同等程度に復元しなければならない。
2. 基盤整形は、人力により入念に施工しなければならない。過掘りした場合は、受注者の負担で当初地盤と同等以上に復元しなければならない。
3. 管の継手部は、接合が入念に行われるよう必要に応じて継手掘りを行わなければならない。また、埋戻しに先立ち必ず接合箇所の状態、管外面の状態に異常のないことを確認しなければならない。

#### 2-2 基礎工及び埋戻し材料

1. 基礎工及び埋戻しの材料については、設計図書に明示する。土の分類は、日本統一土質分類法（中分類）による。
2. 受注者は、材料試験の結果を提出し、監督員の承諾を得るものとし、試験項目は特記仕様書第1章第2節と同様とする。
3. 基礎工及び埋戻し材については、掘削土を流用するものとし、事前に土質試験を

行い、その結果を監督員に提出して承諾を得た後に使用するものとする。

4. 現地発生土が、埋戻材に流用できない場合は、監督員と別途対応策を協議するものとする。
5. 受注者は、埋戻材に木根等を混入させてはならない。

## 2-3 基礎工及び埋戻し方法

### 1. 基礎工

- (1) 基礎工は、掘削底面から管頂までとし、管底面以下を「基礎工Ⅰ」、それ以上を「基礎工Ⅱ」とする。
- (2) 基礎工における「まき出し」は人力で行い、1回の仕上がり厚さは30cm以下とする。なお、締固め機械は、小型機械による施工とする。
- (3) 締固め密度は、最大乾燥密度の90%以上に締固めなければならない。

### 2. 埋戻

- (1) 埋戻は、基礎以外の埋戻部をいう。
  - (2) 埋戻における「まき出し」は人力で行い、1回の仕上がり厚さは30cm以下とする。なお、締固め機械は、小型機械による施工とする。
  - (3) 締固め密度は、路床部を最大乾燥密度の90%以上、それ以外を85%以上に締固めなければならない。
3. 基礎工の転圧のうち、管体に接している部分は、人力等により十分突き固めるものとする。
  4. 受注者は、管頂60cmまでの埋戻し、締固めは、管体に偏圧をかけないように左右均等に行い、設計図書に明示された締固め度が得られるように、使用する機種、層厚、転圧回数等を定め、管に損傷を与えないよう行わなければならない。
  5. 受注者は、埋設管上において矢板作業等の重機作業を行って、管に損傷を与えてはならない。
  6. 受注者は、管を布設する基礎の部分が、不等沈下等を起こすおそれのないよう均一で十分な締固めを行い、管を布設する前に監督員の立会を受けなければならない。
  7. 受注者は、設計図書に示す基礎構造となるよう不陸を整正するとともに、石礫等を除去して管全長を均一に支持するよう留意しなければならない。  
特に管の接合部分には、鉛直荷重を集中するような状態を生じさせてはならない。
  8. 受注者は、基床部は管布設前に、管側部は管布設後に、それぞれ十分締固めを行い、管の沈下等を防止するよう入念に施工しなければならない。なお、締固めの方法及び締固めの程度は、設計図書によるものとする。
  9. 受注者は、基礎に沿って地下水が流通するおそれがある場合は、監督員と協議するものとする。

## 第3節 運送・保管

### 3-1 一般事項

1. 受注者は、管及び付属品の積み卸しに際し、放り投げ、引き下ろし等によって管に衝撃を与えてはならない。  
特に管の両端接合部・塗覆装部は、損傷しないよう必要に応じて保護を行うとともに、取扱いは慎重に行わなければならない。
2. 管の吊込は、2点吊りを原則とし、管の重心の位置に注意するとともに、吊り具が直接塗装部に当たらないようナイロンスリング又はゴム等被覆したワイヤロープ等を使用するものとする。
3. 受注者は、管及び付属品の運搬に際し、車体の動揺等による管と管、又は車体との接触を避けるため、ゴムシート、むしろ等で管の保護を行うとともに、クサビ止め・ロープ掛け等で固定しなければならない。また、ロープで管を傷つけない

よう、必要に応じてゴムシート等で保護を行うものとする。

4. 受注者は、工事施工上止むを得ず、管を同一箇所に集積する場合は、平坦な地形を選定して管の崩落を防止しなければならない。また、段積みは、呼び径500mm以下においては高さで1.5m程度、呼び径600～1,000mm以下では2段を限度とし、それ以上の管径については、特別の理由のない限り段積みしてはならない。
5. 受注者は、集積所における管の保管について、管体の沈下、継手部の接地等を防止するため、角材等を敷いた上に置くものとし、段積みの場合は、クサビ止め・ロープ掛け等で崩落を防がなければならない。  
なお、長期間にわたって保管する場合は、シート掛けを行うものとする。
6. 受注者は、管の輸送又は保管中、万一、管に損傷が生じた場合は、その処置について、監督員の承諾を得なければならない。
7. 受注者は、工事施工上止むを得ず集積所を設けて保管する場合は、保管計画書を事前に監督員に提出し、承諾を得るものとする。

### 3-2 ダクタイル鋳鉄管

1. 受注者は、管を集積する場合、原則として受口と挿口を交互にして配列し、受口部フランジで隣の管を傷つけないようにしなければならない。
2. 受注者は、ゴム輪、バックアップリング及びシールリングは、直接日光・火気等にさらすことのないよう屋内に保管するものとする。その際折り曲げたり、ねじったままでの保管はしてはならない。なお、ゴム輪は劣化、侵食を受け易いので油・溶剤などが付着しないように注意すること。

### 3-3 硬質塩化ビニル管

1. 受注者は、管の保管に当たっては、接合部のゴムの老化・変形を防ぐため、シート等で保護するものとする。受注者は、保管場所について、直射日光を避け、風通しの良いところを選ばなければならない。また、硬質塩化ビニル管は温度変形、薬品侵食を受けやすいので十分注意しなければならない。

## 第4節 布設及び接合

### 4-1 一般事項

1. 受注者は、管の布設、接合及び点検方法について、監督員の承諾を得なければならない。
2. 受注者は、管の接合及び継目試験について、必要に応じて管製造業者等の現地指導を受けて行わなければならない。
3. 受注者は、管の接合を行うに当たって、接合に熟練した者にさせなければならない。
4. 受注者は、管の布設に先立ち、管の外観検査（目視・ハンマリング等）を十分行い、欠損、き裂等の損傷及び塗覆装表面の凹凸、塗覆装の密着不良等のないことを確認しなければならない。また、管の内面、特に接合部は布切れ等で十分清掃しなければならない。
5. 受注者は、管の布設が連続して施工できない場合、土砂等の流入を防止するため、土嚢を設置するなどの措置をとらなければならない。
7. 受注者は、管の製作上及び施工上生ずる許容誤差により管路延長の調整が必要となった場合は、原則として直線区間で行わなければならない。その方法については、監督員と協議するものとする。
8. 管の接合後、前記1による点検を行い、その適正を確認するものとする。
9. 管接合の滑剤を使用する場合は、ゴム輪及び水質に悪影響を与えない良質なものでなければならない。
10. 受注者は、管の布設にあたり、常に標高、中心線及び配管延長の測量を行い、布

設に錯誤をきたさないようにしなければならない。

11. 受注者は、管を斜面に布設する場合、管の滑動の防止、地盤の安定に注意して行うものとする。
12. 受注者は、布設、接合後は、地下水、降雨等によって管路を浮上させないように十分留意して施工しなければならない。
13. 受注者は、ダクタイル鋳鉄管のマクロセル腐食を防止するため、次により施工しなければならない。
  - (1) 受注者は、管と鉄筋等との離隔を確保するか、あるいは絶縁物で管を被覆するなど、絶対に管と鉄筋等を接触させてはならない。
  - (2) 受注者は、管の布設・埋戻しに当たって、外面塗覆装部に損傷を与えないよう十分注意するものとする。

#### 4-2 布設及び接合(ダクタイル鋳鉄管)

##### 1. 接合一般

- (1) 受注者は、現場切断により布設接合を行う場合、切管用として製造した直管を用い管軸に対し直角に切断し、本管同様に接合しなければならない。

なお、切断の方法について、施工計画書に明記しなければならない。

  - ① 切断箇所のモルタルライニング面には、継目試験時の圧力水がモルタルライニング部に浸透するのを防止するため、次の要領でシールコート塗装するものとする。
    - ア. シールコートの材質は、JIS A 5314（水道用遠心力球状黒鉛鋳鉄管モルタルライニング）に準拠しなければならない。
    - イ. 塗装面は十分に乾燥させ、ワイヤブラシ等により清掃し、粉塵等は除去するものとする。
    - ウ. 塗装範囲は切断部端面から巾約200mmとする。
    - エ. 下塗りは原液と希釈剤を1：1の割合で混合したものを平均約100 g/m<sup>2</sup> 刷毛でモルタルライニング面にすり込むように塗布し、上塗りは下塗りが乾いたのち下塗りと同様に塗装するものとする。
    - オ. 管の据付は、塗装後少なくとも24時間以上乾燥時間をおくものとする。
  - ② 受注者は、継手も附属品の取扱いについて、次の事項に注意するものとする。
    - ① 受注者は、押輪、ゴム輪、ボルト・ナットを直接地上に置かないものとする。
    - ② 受注者は、接合に当たって、押輪及びゴム輪等の形状、方向を確認するものとする。
    - ③ 受注者は、管の接合に先立ち、受口内面、挿口外面及びゴム輪に滑剤を塗布し、受口と挿口の間隔を上下左右均等に保ちながら、管及びゴム輪を押込むものとする。なお、ゴム輪の材質を劣化させるような滑剤は使用してはならない。
- (3) 受注者は、接合作業について、継手（接合完了後の継手も含む。）の拔出しがないように行うものとする。
- (4) 受注者は、接合完了後、必ず継手の状態、ボルトの締付けの状態の適否を確認するものとする。

##### 2. K形ダクタイル鋳鉄管の接合

- (1) 受注者は、呼び径600mm以下の管は、挿口に表示されている白線（挿口端面から1本目）が受口端面に合うように挿入するものとする。

また、呼び径700mm以上の管は、胴付間隔が設計図書に定める範囲内となるように挿入しなければならない。
- (2) 受注者は、受口内面と挿口外面並びに押輪が同心円となるように接合するものとする。
- (3) 受注者は、各ボルトが、片締めにならないよう上下左右対称に少しずつ締め、

押輪面と受口端面との間隔が均等になるように締付けるものとする。

なお、最後の締付けは、必ずトルクレンチを用いて下表に規定するトルクまで行わなければならない。トルクレンチは、定期的に検査を受けたものでなければならない。

呼び径(mm)	トルク(N・m)	ボルトの呼び
75	60	M16
100～ 600	100	M20
700～ 800	140	M24
900～2,600	200	M30

#### 4-3 布設及び接合(硬質塩化ビニル管)

##### 1. TS接合

- (1) 受注者は、接合に先立ち、管端外面の全周をヤスリ、ナイフ等で2mm程度面取りしなければならない。なお、管を切断した場合は、管端面も仕上げなければならない。
- (2) 接着剤は、速乾性接着剤を使用し、TS受口と差し込み部外面に、刷毛で均一に塗布しなければならない。
- (3) 接着剤には、水、土砂等の異物が混入したものを使用してはならない。
- (4) 受注者は、管に接着剤を塗布後、ひねらず差し込み、接合後は一定時間(3分間程度)挿入機等により挿入状態を保持し、管の抜け出しを防がなければならない。また、管内作業は、接着剤による溶剤蒸気を排除したうで行うものとする。
- (5) 受注者は、管布設に当たり、5℃以下の低温、無理な応力の作用及び溶媒の存在の3要素が加わったときに、ソルベントクラッキングが発生するので、次の事項について注意し施工しなければならない。
  - 1) 接着剤は、作業に支障のない限りできるだけ薄く均一に塗布するものとする。
  - 2) 配管中及び配管後は管の両口を開け、風通しをよくするなどの措置を講じるものとする。
  - 3) 配管後は、即時埋戻しするよう心掛け、できない場合はパネルやむしろを被せ、衝撃を避けるとともに、保温を行うものとする。
  - 4) 無理な接合はしないこと。また、掘削溝の蛇行や溝底の不陸は、埋戻し後管に過大な応力を発生させ、溶接ガスの影響を受けやすいので、埋戻し、締固めなどにおいても細心の注意を払わなければならない。
- (6) 下表に示すとおり、受注者は、管の挿入長さが確認できるよう、あらかじめ標線を付けなければならない。

呼び径	75	100	125	150	200	250	300	350	400	450	500	600
位置	64	84	104	132	200	250	300	350	400	450	500	600

##### 2. RR接合

###### (1) 接合一般

- 1) 受注者は、現場切断により布設接合を行う場合、切管用として製造した直管を用い管軸に対し直角に切断し、本管同様に接合しなければならない。  
なお、切断の方法について、施工計画書に明記しなければならない。
- 2) 受注者は、継手の附属品の取扱いについて、次の事項に注意するものとする。
  - ① 受注者は、ゴム輪、ボルト、ナット等は直に地上に置かないものとする。
  - ② 受注者は、接合に当たって、ゴム輪の形状、方向を確認するものとする。
  - ③ 受注者は、管の接合に先立ち、受口内面、挿口外面及びゴム輪に滑材を塗布し、受口と挿口の間隔を上下平均に保ちながら、管及びゴム輪を押し込むものとする。

なお、材質を省化させるような材料は、ゴム輪に使用してはならない。

3) 受注者は、接合作業について、継手(接合完了後の継手も含む。)の拔出しがないように行うものとする。

4) 受注者は、接合完了後、必ず継手の状態の適否を確認するものとする。

(2) RR管の接合

1) 受注者は、ゴム輪のヒール部を手前にして受口内にふくらみがないよう装着するものとする。

また、ゴム輪装着後ふくらみが残る場合は、ゴム輪を取外し装着しなければならない。

2) 受注者は、管の挿口に表示されている白線(挿口端面から1本目)が受口端面に合う位置まで確実に挿入するものとする。

3) 受注者は、管挿入後、受口と挿口との隙間に薄板ゲージ等を押込み、全周にわたりゴム輪が正しい位置にあることを確認するものとする。

第5節 検査及び試験

5-1 工場検査及び試験

1. 工場製品について、原則として下表に定める検査及び試験を行うものとする。

1) ダクティル鋳鉄管、異形管

検査項目	数量	検査方法	備考
形状寸法検査	全数	JIS G 5526 JIS G 5527 JIS G 1027	
外観検査	〃	〃	
引張試験	連続製造した管1組から1本	JIS G 5526 JIS G 1027	
	1溶解ごとに1供試体	JIS G 5527	
硬さ試験	連続製造した管1組から1本	JIS G 5526	
	1溶解ごとに1供試体	JIS G 5527	
水圧試験	全数	JIS G 5526 JIS G 5527 JIS G 1027	

2) 硬質塩化ビニル管

検査項目	数量	検査方法	備考
形状寸法検査	全数	JIS K 6741	
外観検査	〃	〃	
引張試験	連続製造した管1組から1本	〃	
水圧試験	〃	〃	
扁平試験	〃	〃	
浸せき試験	〃	〃	
ピカット軟化温度試験	〃	〃	
接合部水圧試験			

2. 工場検査及び試験は、受注者が行うものとするが、必要に応じて監督員が立会することがある。

なお、ダクティル鋳鉄管・異形管は、日本水道協会の検査に合格したものでなければならない。

3. 受注者は、実施した全ての検査結果の記録及び試験成果品を、監督員に提出しなければならない。

5-2 現場検査

受注者は、現場に搬入された管の状況、形状寸法、接合の状況等について、共通仕様書に基づき、必要な監督員の検査・確認を受けなければならない。

ただし、監督員の指示により受注者が自ら検査を行う場合は、その結果を監督員に提出し承諾を得なければならない。

## 第6節 付帯工

### 6-1 弁類(適用範囲)

本節は、仕切弁、空気弁に適用する。

### 6-2 弁類(提出図書)

1. 受注者は、契約締結後速やかに次の図書を提出し、監督員の承諾を得なければならない。
  - (1) 弁類等製作仕様書(製造業者及び製作、運搬、塗装、試験等)
  - (2) 弁類等製作承諾書
2. 受注者は、承諾を得た図書を製本し、監督員に2部提出するものとする。

### 6-3 弁類(一般事項)

1. 工場検査は日本水道協会による検査とし、これに要する費用は受注者の負担とする。また、必要に応じて監督員が検査(確認を含む。)を行うことがある。なお、受注者は、検査結果及び試験成果品を監督員に提出しなければならない。
2. 空気弁の試験はJIS B 2063(水道用空気弁)に準拠するものとする。

### 6-4 弁類(製作)

1. 空気弁は、急排型又は急速型空気弁とし、補修弁を取付けるものとする。
2. 仕切弁の製作は、ソフトシール仕切弁とし、JWWA・B120(水道用ソフトシール仕切弁)によるものとする。
3. 設計内圧及び口径等は、設計図書に示すとおりとする。
4. 制水弁室内の制水弁操作ハンドルは、「可搬式バルブ開閉機」の使用可能な構造とする。

### 6-5 弁類(塗覆装)

塗覆装は、水道用エポキシ樹脂粉体塗装(JWWA G 112)又は設計図書によるものとする。

### 6-6 弁類(据付)

弁類の据付は、WSP 028(管路に付属する弁類並びに伸縮可とう管の据付け)に準拠して行うものとする。

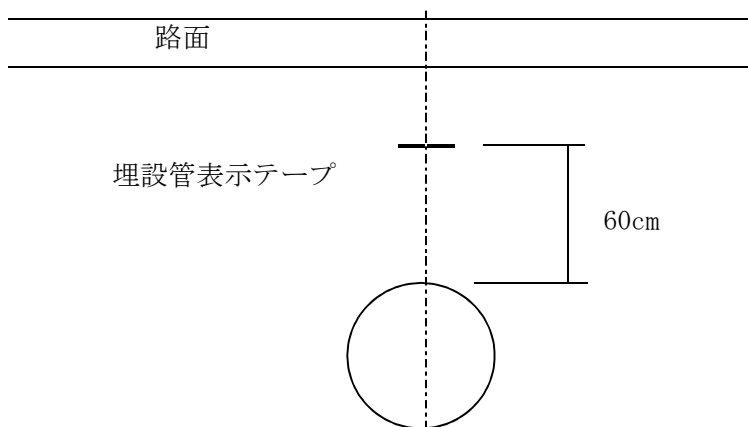
なお、弁類等との接触部のパッキンは、水道用ゴム(JIS K 6353)による全ネジ用パッキンとし、ボルト、ナットは、ステンレス(SUS 304)製とし、焼付防止及び電食防止処理されたものとする。

### 6-7 埋設管表示テープ等

#### 1. 埋設テープ

- (1) 管頂60cmまで埋戻した後、土砂を平坦に敷均し、埋設管表示テープを管路中心線に沿って敷設し、テープが乱れないよう埋戻しをしなければならない。埋設管表示テープの位置は、次図のとおりとする。





(2) 材料は、高密度ポリエチレンヤーンを製織したクロスに印刷面を内側にし、低密度ポリエチレンフィルムをラミネートしたもので、耐腐食性にすぐれ、柔軟性に富み、変色のないものとする。

(3) 構造は、テープの伸長性をとるため、長さが2倍になるよう重ね合わせて点溶着した折り込み式とする。詳細は下表による。

寸法	生地色	文字		
		色	大きさ	内容
厚さ0.1mm 幅150mm	黄	黒	4cm×4cm	独立行政法人水資源機構 木曾川用水 この下に埋設管有り。立ち会い求む。

## 第7節 電気防食

### 7-1 埋設ダクトイル鋳鉄管の防食対策

- ダクトイル鋳鉄管の防食対策は、ポリエチレンスリーブ被覆(JDPA Z 2005)を行うものとする。
- 施工範囲は、設計図に示す範囲又は監督員が指示範囲とする。

## 建設リサイクル法に関する条件明示等

1. 本工事は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律((平成 12 年法律第 104 号)。以下「建設リサイクル法」という。)に基づき、特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の実施について適正な措置を講ずることとする。

なお、本工事における特定建設資材の分別解体等・再資源化等については、以下の積算条件を設定しているが、工事請負契約書「7 解体工事に要する費用等」に定める事項は、契約締結時に発注者と請負者の間で確認されるものであるため、発注者が積算上条件明示した以下の事項と別の方法であった場合でも変更の対象としない。

ただし、工事発注後に明らかになった事情により、予定した条件により難しい場合は、監督員と協議するものとする。

## 積算条件

工程	作業内容	分別解体等の方法 (※)
工程ごとの作業内容及び解体方法	①仮設 仮設工事 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	②土工 土工事 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	③基礎 基礎工事 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	④本体構造 本体構造の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	⑤本体付属品 本体付属品の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	⑥その他 ( ) <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input checked="" type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用

## ① 分別解体等の方法

※「分別解体の方法」の欄については、該当がない場合は記載の必要はない。

## ② 再資源化等をする施設の名称及び所在地

再資源化施設名を明示することは、再資源化施設を指定するものと解釈され、自由な競争を阻害する恐れがあるため、明示はしないものとする。

なお、積算上は「運搬費+受入料金」の合計額の最も安価となる再資源化施設を想定している。

2. 元請業者から発注者への書面による事前説明 (建設リサイクル法 1 2 条関係)

少なくとも以下の事項について説明する。

- ・ 解体工事である場合においては、解体する建築物等の構造
- ・ 新築工事等である場合においては、使用する特定建設資材の種類
- ・ 工事着手の時期及び工程の概要
- ・ 分別解体等の計画
- ・ 解体工事である場合においては、解体する建築物等に用いられた建設資材の量の見込み

以上の説明については、建設リサイクル法省令で定めた様式第1号の別表1（建築物に係る解体工事）、別表2（建築物に係る新築工事等（新築・増築・修繕・模様換））、別表3（建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等（土木工事等））のうち、当該工事に該当する別表及び工程表を工事を請け負おうとする者が作成し、契約締結前に契約担当者又は工事担当課長等に説明するものとする。

3. 工事請負契約書「7. 解体工事に要する費用等」に記入する内容について

契約締結時に発注者と請負者の間で確認した次の事項を請負者が記入するものとする。

- (1) 解体工事に要する費用
- (2) 再資源化等に要する費用
- (3) 分別解体の方法
- (4) 再資源化等をする施設の名称及び所在地